

海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

海田町長 竹野内 啓佑

## 海田町条例第5号

### 海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例

海田町火入れに関する条例（昭和59年海田町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「，異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され，又は林野火災注意報若しくは火災警報（林野火災警報を含む。）」に改め，同条第2項中「，異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され，若しくは林野火災注意報若しくは火災警報（林野火災警報を含む。）」に改める。

第15条中「海田地区」を「広島市安芸」に改める。

### 附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。